

(参考様式1)

平成 年 月 日

## 政府調達苦情申立書

熊本県政府調達苦情検討委員会 御中

住所 〒

ふりがな  
苦情申立人(注1)  
TEL  
FAX

印

住所 〒

ふりがな  
代理人(注2)  
TEL  
FAX

印

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成26年7月25日付け熊本県告示第770号)第2の1の規定により、下記のとおり、苦情を申し立てます。

### 記

1. 苦情申立てに係る政府調達(注3)  
入札公告番号 入札公告第 号(平成 年 月 日付県公報)
2. 苦情の原因となった事実を知った日(注3)
3. 苦情申立ての趣旨(注4)
4. 苦情申立ての理由(注5)
5. 苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及び内容(注6)

協議をした  
協議内容

協議をしていない

6. 苦情申立ての公表・公示等に当たっての匿名希望の有無(注7)

匿名を希望する  
匿名を希望しない

(注1) 苦情申立人が法人の場合は、その住所及び氏名について、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。匿名による苦情申立ては受け付けません。

(注2) 代理人を選任する場合には、弁護士については「代理人(弁護士)選任届」(参考様式3)を添付し、その他の代理人については「代理人選任承諾書」(参考様式4)を必ず添付してください。

(注3) 「政府調達に関する苦情の処理手続」第5の1において、「供給者は、調達手続きのいずれの段階であっても、協定等( )のいずれかの規定に反する形で調達が行われた判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」と定められています。

協定等…地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第一条に規定する千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する協定書によって改正された協定その他の国際約束

(注4) 委員会に求める判断を記載してください。

(注5) 政府調達協定等の規定の違反について、どの条項に違反するかなど、苦情の理由を具体的に記載するとともに、立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には記載又は添付してください。

(注6) 「政府調達に関する苦情の処理手続」第2の2において、「供給者が、協定等に対する違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。」と定められています。

(注7) 苦情が申し立てられた場合、「政府調達に関する苦情の処理手続」第8の規程により、苦情の受付及び処理の状況がとりまとめられ、その概要が公表されることとなります。公表に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。

また、苦情申立てが委員会によって受理された場合、「政府調達に関する苦情の処理手続」第5の6の規程により、苦情申立人の氏名等が公示されます。公示に当たっては、苦情申立人の氏名について、匿名とすることも可能です。

(注8) 苦情の申立てができる供給者については、「政府調達に関する苦情の処理手続」第2の1及び第2の2、「政府調達に関する苦情の処理手続細則」1の(1)を参照してください。